03 > 労働問題解決事例

CASE 03

退職にあたって職場から解決金を取得した事例

労働問題

事案の概要

40代 男性 医療関係

相談者は勤務態度について問題があるなどとして、職場の上司から複数回にわたって面談を実施された。最終的に配置換えなどを提案されるもこれを拒んだところ、勤務態度が不良であることを根拠とした戒告の懲戒処分を受けた。

相談者は、精神疾患を煩い、勤め続けることが困難になってしまったため退職 を検討することになった。しかし職場のやり方には納得しがたい思いから当事務 所に来所した。

解決結果

相談者の勤務態度には特段の問題はないものと考えられ、職場の対応は不当な懲戒権の濫用であると考えることができた。

そこで戒告処分が無効であること、職場の対応は、相談者を退職に追い込むことを目的とした不法行為であることを前提に慰謝料を求める内容証明を送付した。

最終的には退職することを前提に解決金70万円を取得することで合意した。

担当弁護士からひとこと

職場に居づらくなって自ら自発的に退職する意思を表明してしまうと、合意退職という扱いになってしまいます。その場合にはその後、会社の不適切な対応を 争いづらくなります。

とはいえ、会社側が簡単に解雇を言い渡すことも考えにくく、会社の不適切な 対応を理由に職場で働き続けることが難しい状況が生じた場合には、まずは弁護 士にご相談頂ければと思います。